

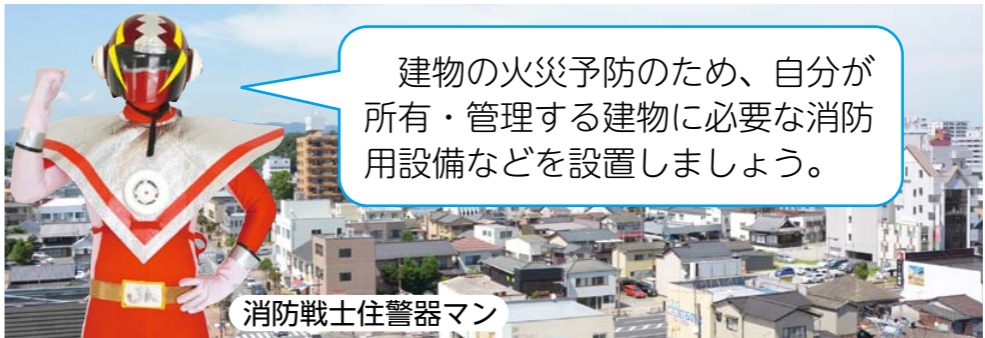
# 火災を予防しましょらっ

空気が乾燥して強い風が吹き、火災の発生しやすい時期を迎えます。尊い命と財産を火災から守るため、一人一人が防火を心掛け、火災のない明るく住みよい「いわき」をつくりましょう。

特集

○お問い合わせ  
消防本部予防係  
☎24・3941

建物の火災予防のため、自分が所有・管理する建物に必要な消防用設備などを設置しましょう。



スプリンクラー設備OK!



来年4月から、特定防火対象物に該当する建物に重大な消防法令違反がある場合、市ホームページで公表します。

設備が未設置の危険な建物を確認



## 建物の火災予防

○特定防火対象物には屋内消火栓設備などの設置を不特定多数の方が利用するスーパーマーケット・飲食店・ホテルなどの建物や自力で避難することが困難な方が利用する病院・社会福祉施設などの建物といった特定防火対象物には、消防法令により、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置が義務付けられています。設備の未設置や機能障害がある場合は、重大な消防法令違反になります。建物を所有・管理している方は必ず設置し、機能するかどうかを確認しましょう。※建物の規模などによって、設置が義務付けられていない場合があります。

○来年4月から重大な消防法令違反の建物を公表  
建物を利用する方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手して判断し、安心して建物を利用できるように、来年4月から「違反対象物の公表制度」を実施します。  
消防署が、建物の立ち入り検査で重大な消防法令違反を確認し、立ち入り検査の結果を通知した日から二十一日を経過しても違反が是正されない場合は、その建物の名称・所在地、違反内容を、市ホームページで公表します。  
建物を安全に利用するための判断材料として、活用してください。

## 住宅の火災予防

住宅火災によって、毎年多くの方が亡くなっていますが、その約半数の方が逃げ遅れにより命を落としています。火災を早期に発見できるように、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。逃げ遅れを防ぐためにも、必ず設置しましょう。  
また、住宅火災の発生を防ぎ、命を守るために、日頃から防火を心掛けましょ

住宅の火災予防には、日頃から「3つの習慣」と「4つの対策」に取り組むことが大切です。



## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対しない
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火災を最小限に食い止めるために、住宅用消火器などを設置する
- ・高齢者や体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

## 11月9日は「119番の日」 119番を適正に利用しましょう

消防本部指令課 ☎22-0123

119番は、市民の皆さんと消防をつなぐ緊急通報専用の電話です。最近、119番を使用した、災害情報や休日当番医などの問い合わせがみられます。このような問い合わせが多くなると、重要な通報がつながりにくくなり、救急車・消防車がいち早く現場に駆け付けことが難しくなります。119番の適正な利用をお願いします。



迅速に現場へ駆け付けられるよう適正な利用を

○災害情報や休日当番医を知りたい場合  
消防テレホンガイド ☎23-0119  
消防本部 ☎22-0123  
※市ホームページでも確認できます。